

**一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会と
災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定を締結しました！！**

災害時に被災建築物からのアスベストの飛散防止対策を進めるためには、迅速に被災建築物のアスベストの露出状況を調査する必要があります。

このたび、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「ASA」）と横浜市は、災害発生に備え、被災建築物のアスベスト調査に関する協力体制の構築について合意し、本日（1月17日）協定を締結しました。ASAは、平成28年熊本地震などでのアスベストの調査実績があり、この協定に基づき災害時における迅速な調査が期待されます。



協定締結の様子

左：野村宜彦 横浜市環境創造局長
右：外山尚紀 ASA 副代表理事

参考：一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（ASA）

国の資格である石綿含有建材調査者の団体。2016年4月に設立。中立かつ公正な非営利の事業活動を行う。平成28年熊本地震や平成30年西日本豪雨では、現地でアスベスト調査を実施。正会員約280名。代表理事 貴田 晶子。



参考：ASAの調査の様子

お問い合わせ先

（協定に関すること）

環境創造局 環境管理課長

奥山 勝秀 Tel 045-671-2474

（災害時の実施事項に関すること）

環境創造局 大気・音環境課長

山本 恵幸 Tel 045-671-2476

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査について、次のとおり合意し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の域内で地震等の災害が発生した場合において、甲と乙の連携により速やかに被災建築物のアスベスト調査を実施し、アスベスト飛散による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「被災建築物」とは、甲が実施する建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物・工作物等とする。

（災害時の協力）

第3条 甲は、災害が発生したときは、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による協力の要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるよう、甲の職員の同行、建築物の情報の提供等について協力するものとする。

（業務内容）

第4条 前条第1項の規定により甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (2) 建材中のアスベスト含有の有無の調査
- (3) その他被災建築物からのアスベストの飛散を防止するために必要となる支援

（費用の負担）

第5条 第3条第2項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、予算の範囲内で甲が負担する。

2 前項の規定による費用は、当該業務を行うために要する平常時における適正な価格を基準とする実費（人件費、機器費を除く。）とし、甲乙協議して定める。

（平常時の協力）

第6条 被災建築物からのアスベスト飛散による被害を未然に防止するため、甲と乙は、連携して平常時においてアスベスト飛散防止対策の準備を実施するものとする。

2 前項の規定にかかる実施事項や費用の負担、実施期間等については、別途協議して定める。

（実施細目）

第7条 この協定（前条を除く。）の実施に関する必要な細目は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定の締結の日から発効し、その有効期間を1年間とする。ただし、甲と乙の協議のうえ事前にこの協定の終了を合意した場合を除き、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙の協議のうえ解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印をしたうえ、各自その1通を保有する。

平成31年1月17日

甲 神奈川県横浜市中区港町1-1
横浜市
横浜市長 林 文子 印

乙 東京都千代田区神田神保町二丁目2番31号
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子 印